

## 令和5年度 指定管理業務 実績評価シート

## 基本様式

作成年月日 令和6年6月26日

部課名 福祉部介護福祉課

施設名	弘前市生きがいセンター
施設の設置目的	高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図ることを目的とする。
所在地	弘前市大字南袋町1番地20
指定管理者名	公益社団法人 弘前市シルバー人材センター
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況	<p>施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて管理業務を良好に実施していた。</p>
2 自主事業の実施状況	<p>実施する事業なし。</p>
3 市民サービス向上のための取組状況	<p>生きがい教室においては、書道・日本舞踊・茶道表千家・茶道裏千家・健康料理・健康体操、旧鷹ヶ丘の書道・俳句・絵画の9教室を月2回実施した。 施設管理の面では、老人食実習室・小会議室の照明設備改修工事、1階湯沸室レンジフード取替工事、2階教養室障子修繕、内線インターホン電源ユニット取替工事、駐車車両整理、冬季間の駐車場の除雪を実施。また、やすらぎ緑地維持管理については、トイレタンク排水金具パッキン交換工事、給水管修理工事、草刈り、樹木(サワラを含む)の剪定、便所他雪囲い解体及び雪囲いを実施した。</p>
4 市民ニーズの把握の実施状況	<p>ホールに意見箱の設置のほか、令和5年度利用者アンケートを、令和5年11月5日(日)～11月23日(木)の期間で実施。 令和5年12月5日(火)に集計結果を弘前市へ報告済。</p>
5 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)	<p>令和5年度は、団体数 1,133(9,198人)、個人利用 0人、利用者数計 9,198人となっており、利用者数は前年度を上回る数値となっている。 (参考:令和4年度 団体数 1,139(9,064人)、個人利用 0人、利用者数計 9,064人)</p>
6 指定管理業務の収支状況	<p>指定管理料内での運営に努めており、収支状況は適正である。</p>

## 7 実地調査の結果

基本業務及び、やすらぎ緑地の維持管理も適正に実施されていた。また、教養向上のため、生きがい教室、サークル活動を市の指示に従い実施するなど、施設の設置目的に沿った運営がなされていた。

## 8 成果指標の達成度

実績 9,198人 ÷ 目標人数 11,372人 × 100 = 達成度 80.9%

実績 80.5% ÷ 目標満足度 74% × 100 = 達成度 108.8%

※新型コロナウイルス感染症が5類に移行になったことから、実績人数は昨年度より増加しているが、目標人数を達成できなかった。満足度は目標を達成できた。

## 9 評価

## (1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	概ね適正に実施されている	各種法令の遵守を徹底し、さらに利用者サービスに努め、利用促進を図る
施設の管理	B	概ね適正に実施されている	さらに施設の維持管理及び利用者の安全対策に取り組む
経理の状況	B	概ね適正に処理されている	さらに適正な処理に努める
団体の財務状況	B	概ね良好	さらに経費節減と受注拡大に努める

## (2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	関係法令等を遵守し、協定書・基準書・事業計画等に基づき概ね適正に実施されている。	今後も積極的な施設のPRや事業内容の充実・利用団体との連携を図ること。
施設の管理	B	安全対策等に関するマニュアルを定めて対応しているほか、個人情報、文書等の管理も適正に行われている。また、施設に不具合などが確認された場合は速やかに簡易修繕により対応している。	引き続き適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	収支状況、経費の削減、帳簿等の整備・保管について、概ね適正に実施されている。	引き続き適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	令和5年度決算を確認した結果、安定した施設管理が可能な経理的基盤を有していると判断される。	引き続き安定した財務状況の維持に努めていただく。

## 【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

## 【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

## ※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する